

埼玉県立大学副学長選考規則

平成22年4月1日
規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県立大学学則第11条第2項に規定する埼玉県立大学副学長（以下「副学長」という。）の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 副学長候補者（以下「候補者」という。）は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者でなければならない。

(候補者の選考)

第3条 学長は、副学長を置く必要があると認める時には、前条に定める選考基準に従って、本学の教授の中から候補者を選考し、理事長に申し出る。

(任命)

第4条 理事長は、前条第1項の規定による申出を受けた候補者を、副学長として任命する。

(任期)

第5条 副学長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、第3条の規定により理事長に申し出た学長の任期の終期を超えることはできない。

(その他)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 法人成立後最初の副学長の任命は、第3条に定める手続きを要しないものとし、理事長が行う。
- 3 前項の規定により任命された副学長の任期は、第5条の規定にかかわらず、1年とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。